

(事務局)

- 第12条 1. 協会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局に必要な職員を置くことができる。

(会計)

- 第13条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- | | | | |
|-----|--------|------|------------|
| (1) | 入会金 | 個人会員 | 1,000円 |
| | | 賛助会員 | 1,000円 |
| (2) | 年会費 | 個人会員 | 1口 2,000円 |
| | | 賛助会員 | 1口 10,000円 |
| (3) | 補助金 | | |
| (4) | 寄付金 | | |
| (5) | その他の収入 | | |

(会計年度)

- 第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

- 第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会にはかり別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、協会設立のときから施行する。

(会計年度の特例)

- 2 協会の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成5年3月31日までとする。

(役員の特例)

- 3 役員の任期は年度をもって起算する。ただし、設立当初の役員の任期は、平成4及び5年度とする

(入会金・年会費の特例)

- 4 入会金・年会費の徴収は平成5年度からとする。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年4月23日から施行する。

改正

- 平成6年 第10条改正
平成10年 第6条及び第13条改正
平成12年 第6条改正
平成18年 第6条及び第7条改正